

新潟市民病院職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月14日

新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第6号

新潟市民病院職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の分限及び懲戒に関する審査会規程（平成20年新潟市民病院管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項第3号」を「第28条第1項」に改める。

第9条中「この規則」を「この規程」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月14日から施行する。